

千葉県立保健医療大学健康科学部長選考規程施行細則

(目的)

第1条 この細則は、保健医療大学健康科学部長選考規程の実施に関し必要な事項を定める。

(予備選挙)

第2条 教授会における候補者の選考に先立って、予備選挙を行う。

2 予備選挙の資格を有する者（以下「資格者」という。）は、健康科学部教授、准教授、講師、助教及び助手のうち、予備選挙を公示した日に在職している者（会計年度任用職員、臨時的任用職員及び育休任期付任用職員を除く。）とする。

3 前項の規定に関わらず、予備選挙の投票日に療養休暇若しくは休職中の者又は前項に定める身分を喪失している者は、予備選挙の資格を有しないものとする。

4 予備選挙は、単記無記名投票とし、代理投票を認めない。

(予備選挙管理委員会)

第3条 前条の予備選挙の実施に関し、本学部に予備選挙管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置し、学部長候補者の選考が終了したときに解散するものとする。

2 管理委員会は、各学科から選出された各2名の委員をもって組織し、学部長がこれを委嘱する。

3 委員が、学部長候補予定者となるべき者になったときは、委員を辞退しなければならない。

4 管理委員会に委員長を置き、委員の互選によるものとする。

5 委員長は、委員会を招集し、その議長となり会務を掌理する。

(学部長候補予定者)

第4条 管理委員会は、資格者に対し学部長候補予定者の推薦を依頼する。

2 前項の規定による推薦は、自薦及び他薦ともに資格者のうち5名以上の連署をもって管理委員会に届け出るものとする。

3 予備選挙の投票により、管理委員会は得票上位3名の者（辞退者を除く。）を教授会へ学部長候補予定者として報告する。ただし、末位に得票同数の者があるときは、これを加える。

4 第2項の規定による被推薦者が3名以内の場合は、予備選挙は行わず、管理委員会は被推薦者を学部長候補予定者として教授会に報告する。

(公示)

第5条 予備選挙の投票日及び場所等は、当該選挙の日の1週間前までに学内掲示板に公示するとともに資格者に通知しなければならない。

(学部長候補者の選考)

第6条 教授会は、第4条の学部長候補予定者に対し、単記無記名により投票し、過半数の得票を得た者を学部長候補者とする。なお、選考は、教授会の構成員の3分の2以上の投票をもって成立する。

2 前項の規定に該当する者がいないときは、得票数の多い者から上位2名について再度投票を行い、過半数の得票を得た者を学部長候補者とする。

3 推薦された学部長候補予定者が1名のときは、信任の投票を行うものとし、教授会の構成員の3分の2以上の投票をもって過半数の得票により成立する。

(学部長候補者の決定及び報告)

第7条 教授会は、前条の規定に基づき学部長候補者が決定したときは、学長に報告する。

(再選挙)

第8条 学部長候補者が学部長就任を辞退したとき又は第6条第3項の規定に基づく信任が成立しないときは、教授会は、再度選考を行うものとする。

附 則

1 この施行細則は、平成22年10月4日から施行する。

2 第2条第2項に規定する予備選挙の資格者には、施行の日に千葉県立衛生短期大学に所属し、千葉県立保健医療大学に兼務する教員及び千葉県医療技術大学校に所属し、千葉県立保健医療大学の非常勤講師である者を含むものとする。

附 則

この施行細則は、令和2年11月19日から施行する。